

京都市人事委員会告示第1号

京都市職員任用規則の適用方針の一部を次のように改正する。

令和元年10月7日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

第2 2の表を次のように改める。

採用する職	選考の方法
免許・資格職	書類審査による。ただし、必要に応じて口頭試問を行う。
専門職	書類審査による。ただし、必要に応じて口頭試問及び経歴評定を行う。
技能・労務職	書類審査による。ただし、必要に応じて口頭試問、実地試験等を行う。
会計年度任用の職	書類審査による。ただし、必要に応じて筆記試験、口頭試問、経歴評定、実地試験等を行う。
特別選考職	書類審査による。ただし、必要に応じて筆記試験、口頭試問、経歴評定等を行う。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)